

うるま市地域包括支援センター（具志川西圏域）業務委託事業  
募集要領

**1 募集の趣旨**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 2 項各号に規定された包括的支援事業及び法第 115 条の 22 に規定された指定介護予防支援等を実施する委託型「うるま市地域包括支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置するにあたり、具志川西圏域について支援センター業務の受託を希望する法人を募集する。

この募集要領は、支援センターを公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務運営を委託する受託法人を選考する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

**2 募集支援センターの担当地域及び設置数**

公募対象支援センターの担当地域は下記の表のとおりとする。

(担当圏域＝日常生活圏域及び担当地区)		(人口：R3 年 3 月末)			
	日常生活圏域	担当地区	圏域人口	高齢者人口	高齢化率
1	具志川西圏域	安慶名・平良川・西原・上平良川 兼箇段・米原・喜仲	18,933	4,172	22.0



### 3 支援センターの業務内容

(1) 委託業務名称

うるま市地域包括支援センター（具志川西圏域）業務委託事業

(2) 業務の目的と内容

支援センターに委託する業務の詳細については、別添「うるま市地域包括支援センター（具志川西圏域）業務委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載しているとおりとす。

### 4 委託期間

支援センターの委託期間については、原則次に掲げるとおりだが、委託期間の詳細については、仕様書に記載しているとおりとす。

委託期間・・・令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

### 5 委託料上限額

支援センターの委託料の上限額は下記のとおりとする。

委託料上限額 **43,822,000円（2年間）**

なお、本選定は、あくまで「受託候補者を選定」するものである。

本選定は、令和4年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえた上で、予算成立後に効力を生じるものである。

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

### 6 人員の配置

支援センターの人員配置の詳細については、仕様書に記載しているとおりとす。

### 7 応募資格

包括的支援事業及びその他の事業を公正、中立かつ安定的に実施することができる次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日現在、法人格を有し（社会福祉法人、医療法人、一般社団法人等）かつうるま市内に本社または事業所を有していること。
- (2) 令和4年3月31日までに、応募する担当圏域内に地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所を設置できること。
- (3) 人員配置については、応募の時点で「採用予定」の場合であっても応募は可能とする。但し、確実に令和4年4月1日に業務を開始できるよう配置すべき職員を採用していること。
- (4) 応募する法人及びその役員が、過去5年以内に介護保険サービス等に関し不正又は著しい不当な行為をしたものでないこと。
- (5) 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないこと（指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準）。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。
- (8) 本市の競争入札参加資格指名停止を受けていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者でないこと。
- (10) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

## 8 事前応募表明書の提出

応募に当たっては、必ず、事前応募表明書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

- (1) 提出期限等
  - ア 提出期限 … 令和 3 年 12 月 28 日（火）午後 5 時まで（必着）
  - イ 提出部数 … 1 部
  - ウ 提出方法 … 電子メール、郵送又は直接持参
- (2) 事前応募表明書の提出後に応募を辞退する場合、事前応募表明取下書（様式第 2 号）を速やかに提出するものとする。
- (3) 留意事項
  - ア 事前応募表明書が未提出の場合、応募申請書を受け付けないものとする。

## 9 応募手続き

- (1) 提出書類及び添付書類については、次の表のとおりとする。
  - ア 提出書類

様式	提出書類の名称
第 4 号	うるま市地域包括支援センター（具志川西圏域）業務委託事業応募申込書
第 5 号	誓約書
第 6 号	介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書
第 7 号	応募する趣意
第 8 号	応募法人の概要
第 9 号	沖縄県内における介護保険サービス等提供実績
第 10 号	うるま市地域包括支援センター業務委託事業見積書
第 11 号	具志川西圏域に対する支援方針等
第 12 号	職員の確保、勤務体制等

第 13 号	職員の育成方針等
第 14 号	地域包括支援センターの設置予定地
第 15 号	個人情報保護、苦情処理及び緊急時の対応

※様式第 9 号には、現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等）も添付

#### イ 添付書類

資料	添付書類の種類	備考
資料①	法人の定款又は寄付行為（写し可）	写しの場合は原本証明
資料②	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書	直近 3 か月以内
資料③	法人印鑑証明	直近 3 か月以内
資料④	法人組織図	様式任意
資料⑤	法人の財務諸表（写し可）	直近 1 年分
資料⑥	法人代表者履歴書	様式任意（住民票添付） 写しの場合は原本証明
資料⑦	役員名簿	様式任意
資料⑧	各種法人税の各納税証明書（滞納がない証明）	直近 2 年分
資料⑨	その他提出書類に係る添付書類	各様式を参照

#### (2) 提出期限

ア 提出期限 …令和 4 年 1 月 14 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 提出部数 … 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

ウ 提出方法

① 直接提出とする。

② 提出の際の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

#### (3) 提出書類の規格等

ア A4 判縦、横書き、両面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上 A3 判を利用した方が確認しやすい場合は可とする。

イ 文字サイズは、10.5P 以上とする。

ウ A4 判縦型フラットファイルに左綴じ（折込可）とし、書類には、インデックスを付する。

エ ファイル表面及び背表紙に、「うるま市地域包括支援センター（具志川西圏域）業務委託事業応募申込書」、「法人名」を記載すること。

#### (4) 留意事項

ア 提出書類及び添付書類（以下「提出書類等」という。）の内容に不備が認められ

た場合は受理できない場合があるため、内容・必要部数等に十分注意の上、提出すること。

- イ 提出後の提出書類等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- ウ 提出締め切り後における提出書類等の変更及び追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により提出書類等の修正・追加をする場合を除く。
- エ 提出書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- オ 提出書類等は、委託法人の選考に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、うるま市情報公開条例（平成17年うるま市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- キ 提出書類等は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

## **10 質問の受付及び回答**

本募集要領及び別紙仕様書に関し不明な点がある場合は、募集要領・仕様書に対する「質問書」（様式第3号）により提出すること。

- (1) 提出期限等
  - ア 提出期限 …令和3年12月22日（水）午後5時まで（必着）
  - イ 提出方法 … 電子メール又はFAX
- (2) 回答方法等
  - ア 回答方法 … 本市ホームページに掲載
  - イ 回答期日 …令和3年12月23日（木）以降
- (3) その他
  - ア 質問書には要旨を簡潔にまとめ、箇条書きで記載すること。
  - イ 当該質問書以外（電話、口頭等）での質問、締切後の質問等は受け付けない。

## **11 応募の取り下げ及び辞退**

応募を取り下げ、又は応募を辞退する場合、二次審査の7日前までに、応募辞退届（様式第16号）にその理由を明記し、提出するものとする。

## **12 失格条項等**

応募した法人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等が、この要領又は別添仕様書に示された条件に適合しない場合
- (2) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、うるま市地域包括支援センター業務委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）が社会通念に照らし、失格に当たる事由があると認める場合

### 13 委託法人の選考

#### (1) 選考委員会

提出書類等及びプレゼンテーションの内容を別に定める「評価基準表」に基づき、総合的に評価・審査し、最高得点者を委託候補法人として、その次の得点者を委託候補次点法人として選考する。

#### (2) 審査

ア 応募資格を満たすと判断される応募法人が3法人以上あった場合、第一次審査（書類審査）を行い、2法人までを最終審査（プレゼンテーション）該当者とする。

イ 応募資格を満たすと判断される応募法人が2法人以内であれば、第一次審査（書類審査）は行わず、その応募法人を最終審査（プレゼンテーション）による選考の対象とする。

ウ 応募がない場合は、再度の募集とする。

エ 第一次審査の結果については、第一次審査結果通知書にて通知する。

#### オ 最終審査（プレゼンテーション）の手順等

最終審査において、その合計得点が満点2000点（委員10人、各自持ち200点）中6割（1200点）に満たない場合は、委託候補法人の要件を満たさないものとする。

① 日 時 … 令和4年1月21日（金）～令和4年1月24日（月）予定

② 場 所 … うるま市役所東棟3階 防災会議室 ※予定

※上記、ア、イ及び応募法人毎の時間については、別途決定し、電子メール及び書面で通知する。

③ 時 間 … 1法人当たり50分以内（法人からの説明30分、質疑応答20分）

#### ④ 審査項目

- ・基本事項の評価（応募動機、公正中立の確保）
- ・法人体制及び活動の実績評価（法人概要、介護保険等活動実績）
- ・圏域の支援方針及びセンターの方針の評価
- ・職員の確保及び育成方針の評価
- ・支援センターの場所及び事務所の評価
- ・個人情報の保護、緊急時等の対応評価

#### エ その他

① プレゼンテーションは、非公開とする。

② プレゼンテーションは、本業務に直接携わる担当者（予定者含む。）又は応募法人における担当責任者が行い、出席者数は2人以内とする。

③ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。なお、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

- ④ プロジェクター及びスクリーンは、使用しないものとする。
- (3) 最終審査結果の通知  
プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーションを行った応募法人に、通知書及び電子メールで通知する。

#### **14 委託候補法人の確定**

委託候補法人として確定する法人は、うるま市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、うるま市長が決定する。

#### **15 委託候補法人との協議・契約**

- (1) 市長により決定された委託候補法人と本市との間で委託条件等に関する協議を行う。
- (2) 協議の後、事業委託にかかる契約を締結する。
- (3) なお、委託候補法人と本市との協議が整わない場合、又は委託候補法人が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として委託候補次点法人と協議を行う。
- (4) 受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

#### **16 業務の引継ぎ等**

令和4年4月からの円滑な業務の遂行に資するため、本市と受託候補法人の間に、次の事項を遵守する。

- (1) 令和3年度中に受託候補法人の負担において、事前の業務の引き継ぎや準備、事業計画の作成、本市が開催する研修への参加等を行う。
- (2) この場合における職員は、令和4年4月からの配置予定職員（職員配置基準による保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（それぞれ準ずる者を含む。）を原則とするが、配置予定職員の任用等の事情により当該職員に対する引継ぎが困難な場合、本市と協議の上、当該引継ぎの職員を定めるものとする。
- (3) 受託候補法人の事情により、業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用について、本市は補償しない。

※業務の引継ぎを受けるにあたっては、受託候補法人により責任をもって行うこととする。

#### **17 その他留意事項**

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 随意契約の相手方として決定されるまでの間においては、応募辞退届（様式第16号）の提出により本プロポーザルを辞退することができる。この場合において、それ以後の委託法人の選考等において不利益な扱いを受けることはない。

- (3) 提出書類等に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その法人に対し指名停止措置を行うことがある。
- (4) 審査内容、結果についての異議は認められない。

## 18 選考スケジュール

- (1) 募集開始日 …令和3年12月15日(水)
- (2) 質問締切日 …令和3年12月22日(水)
- (3) 質問回答日 …令和3年12月23日(木)以降
- (4) 表明書締切日 …令和3年12月28日(金)
- (5) 応募書類等の提出期限 …令和4年1月14日(金)
- (6) 一次審査(書類審査のみ)結果通知…令和4年1月17日(月)予定
- (7) 最終審査(プレゼンテーション)  
令和4年1月21日(金)予定  
※プレゼンテーションの日程については、後日連絡します。
- (8) 運営協議会 …令和4年1月24日(月)以降
- (9) 選考結果通知 … 令和4年1月24日(月)予定
- (10) 引き継ぎ等 …令和4年2月以降～(予定)
- (11) 業務開始 …令和4年4月1日

## 19 所管課(問い合わせ先及び各種提出先)

- ・〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号
- ・うるま市福祉部介護長寿課(担当:神里、饒平名)
- ・TEL : 098-973-5112(直)
- ・FAX : 098-982-6041(直)
- ・E-mail : kaigo-tyouzyuka@city.uruma.lg.jp